

濟スヘシ

一 第三者ヨリ擔保物若ハ債務者ノ財産ニ對シ差押假差又ハ競賣ノ申立アリタルトキ

一 債權者ニ於テ其債權ヲ侵害セラルヘキ行爲アリト認メタルトキ

一本契約ヲ履行セサルトキ若ハ履行スル能ハサルトキ

一 法令ニヨリ期限ノ利益ヲ失フトキ

第九條 債務者ハ辨濟期日又ハ期限前償還ヲ要求セラレタル場合ニ於テ債權者ノ指定シタル期日ニ元利金ノ拂込ミヲ爲ササルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日マテ拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ニ當ル遅延利息ヲ支拂フヘシ

第十條 債務者ハ——債權者ニ於テ

擔保物ノ實況ニ關シ調査ヲ爲フ爲サントシ若ハ報告ヲ求ムルトキハ何時ニテモ其ノ要求ニ應スヘシ

第十一條 債務者ハ——本契約ニ違

